

## 5 訪問型サービス D (移動支援)

### ① サービスの内容

通院、生活必需品の買物等をする場合における送迎前後の付き添い支援

### ② 対象者とサービス提供の考え方

資格を持たない元気高齢者等や福祉有償運送の登録を受けている団体が、要支援者等の通いの場、通院、生活必需品の買物等をする場合における送迎前後の付き添い支援サービスを実施します。

令和3年4月介護保険法改正により、既に訪問型サービスDを利用していて要介護認定を受けた場合には、継続して訪問型サービスDを利用することができます。

### ③ 実施方法

サービスを提供する団体は、「上尾市地域介護予防活動等支援補助金交付要綱」に基づき、補助を受けることができます。福祉有償運送の登録団体は、利用者からタクシー費用の2分の1程度の運賃等を徴収することができることが元気高齢者等による実施との違いですが、補助に関しての違いはありません。

サービスを利用する際に実施する介護予防ケアマネジメントは、介護予防ケアマネジメントⅢです。なお、介護予防ケアマネジメントⅢは、初回のみケアマネジメントのため、要介護認定を受けた後に継続して訪問型サービスDを利用する場合に再度請求することはできません。

### ④ 事業所の基準

サービス提供事業者は、以下の基準を遵守してください。  
(「努めます」の記載以外は、「実施義務」があります。)

(1) 必ず遵守すべき基準 (全国一律の基準)

- ・従事者の清潔保持と健康状態の管理のための対策を講じてください。
  - ・従事者又は従事者だった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。
  - ・利用者へのサービス提供時に事故が発生した場合は、次の措置を講じなければならず、またその実施方法を定めておいてください。
- イ：利用者の家族や、介護予防支援・第一号介護予防支援事業に関する援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行う等の必要な措置。
- ロ：事故の状況・採った処置についての記録。
- ハ：賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ・事業の廃止・休止をしようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、市に届出をしてください。

## (2) 人員の基準（上尾市の基準）

- ・事業を実施するために必要な従事者を確保する必要があります。

## (3) 設備の基準（上尾市の基準）

- ・事業の運営に必要な広さを有する区画が必要です
- ・事業の運営に必要な設備、備品が必要です。

## (4) 運営の基準（従前の予防給付と同様の基準）

- ・必ず守るべき基準以外に上尾市独自で定める基準はありません。

## ⑤補助単価

通院、生活必需品の買物等をする場合における送迎前後の付き添い支援が補助対象ですので、移送に関する直接経費は対象になりません。サービスの利用調整にかかる人件費、通信運搬費、家賃等の間接経費のみが補助の対象となります。そのため、ガソリン代や車両費等の移送に関する経費は対象外です。

1年度の補助金の額は、補助対象経費に相当する額と50万円とを比較していずれか少ない額の補助を受けることができます。